

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 29 年 4 月 21 日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件 名

第 40 回せたがやふるさと区民まつり参加団体等用弁当の購入（概算契約）

(2) 業務内容

平成 29 年 8 月 5 日（土）、6 日（日）に世田谷区民会館、世田谷区役所中庭（世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号）、若林公園（世田谷区若林 4 - 34 - 2）で開催される「せたがやふるさと区民まつり」に参加する団体等に提供する弁当を製造し、納入する。この業務の実施にあたっては、出演団体に 1 日あたり、異なる業者による 2 種類の弁当の提供を予定しているため、下記のとおり納品日時によって 2 ブロックに分け、ブロックごとに契約する。（複数ブロックへの参加表明も可）なお、納品数は 6 月下旬に概算で決まるため、決定後別途通知する。

- ・ブロック A 土曜(昼食) 約 2,000 食、日曜(夕食) 約 1,500 食
- ・ブロック B 土曜(夕食) 約 1,500 食、日曜(昼食) 約 2,000 食

(3) 納品日

- ・ブロック A 平成 29 年 8 月 5 日(土)昼、及び 6 日(日)夕
- ・ブロック B 平成 29 年 8 月 5 日(土)夕、及び 6 日(日)昼

2 参加資格

提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の決定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止、入札禁止を受けている期間中でないこと。（ただし、世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があることは、本件の参加資格条件ではない。）
- (3) 会社更生法（昭和 22 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 平成 28 年 4 月 1 日以後、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書の特定にあたっては、以下の基準を総合して判断する。

- (1) 様々なニーズに対応できる組織体制と業務実績及び会社概要
組織体制、業務実績、会社概要(区内業者・区外業者の区分についても評価上考慮する。)
- (2) 内容・味
食中毒等に配慮した衛生面、食べやすさ、使用食材(産地、無添加、無農薬等)、味
- (3) 価格
弁当一つあたり単価いくらで提供できるか。(使用済み容器の回収も含む)
なお、実際の契約金額は、提案書に提示した金額で契約するものとする。

5 手続き等

(1) 担当部課

ふるさと区民まつり弁当事業者選定委員会事務局

世田谷区生活文化部区民健康村・ふるさと交流課(2番窓口)担当:富浜

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区役所第1庁舎1階

電話 03-5432-2249 FAX 03-5432-3013

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 期間 平成29年4月21日(金)から平成29年5月11日(木)までの午前8時30分から午後5時まで
ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 希望者に無償で窓口にて配付、または区のホームページからダウンロード可能
<http://www.city.setagaya.lg.jp/konnatoki/1009/1091/d00145497.html>

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 平成29年5月11日(木) 午後5時まで

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 持参又はFAXで送信

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 平成29年6月2日(金) 午後5時まで

サンプルは担当と事前に調整した日に、別途持参すること。

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 持参に限る

6 その他

- (1) 提案にあたっては、区ホームページ等を参考にすること。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 「無」
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提

案書類等の内容を無償で利用できるものとする。

- (8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 提出書類等は返却しない。
- (1 0) 本業務の実施にあたっては、出演団体に1日あたり、異なる業者による2種類の弁当の提供を予定しているため、納品日時によって2ブロックに分け、ブロックごとに契約する。(複数ブロックへの参加表明も可)
- (1 1) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。